

～八戸市空き家バンクの物件ご登録者様・ご購入者様へ～

空き家の売買を支援します！

①
不動産
登記費用

②
家財の整理
・搬出費用

③
仲介手数料

④
リフォーム・リノベーション
工事費用

補助金

①～③は最大**5万円**！
(2つまで併用可能)

④リフォーム・リノベーション工事費用のみ
最大**30万円**！(①～③併用不可)

🏠申請期間🏠

令和7年5月7日（水）から令和8年1月30日（金）まで
(リフォーム・リノベーション工事は、令和7年12月12日（金）まで)

※申請額が予算に達した時点で受付を終了します。（先着順）

補助対象事業	提出期日
不動産登記	売買契約締結日から90日以内
家財整理、搬出	空き家バンク登録日から売買契約締結後90日以内
取引仲介手数料	売買契約締結日から90日以内
リフォーム・リノベーション工事	売買契約締結日から90日以内かつ事業実施前

🏠受付の流れ🏠

①市へ補助金
交付申請

②市が補助金
交付決定通知

③市へ完了報告
※提出期限:令和8年2月13日（金）

④市が
補助金振込



🏠補助対象空き家🏠

次の①～③の全てに該当する住宅

- ① 八戸市空き家バンクに登録されている物件で、売買契約が締結されている住宅
- ② 建築基準法の建築確認を受けている住宅（南郷地区に所在するものを除く。）
- ③ 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅

🏠補助対象者🏠

次の①～④の全てに該当する者

- ① 八戸市空き家バンクに空き家を登録している者または八戸市空き家バンク登録物件を購入した者であること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ④ 物件購入者は、補助対象空き家に住所を移し、10年以上引き続いて居住する意思を有するものであること

🏠補助対象事業🏠

- ① 不動産登記
空き家の売買に伴う所有権移転登記に係る費用として司法書士等に支払う費用のうち登録免許税額を控除した経費。
- ② 家財整理、家財搬出
空き家内にある遺品等の家財の整理及び搬出に要する費用として事業者を支払う経費。ただし、物件購入者にとっては、当該空き家に係る売買契約締結後、入居前に整理及び搬出する経費に限る。
- ③ 取引仲介手数料
空き家の売買にあたり、仲介業者に支払った報酬。
- ④ リフォーム・リノベーション工事（物件購入者限定）
市街化区域内の住宅の機能を維持もしくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事に要する経費。ただし、当該空き家に係る売買契約締結後、入居前にリフォーム・リノベーションする工事に限る。

- ・①～③の補助金は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とし、併用最大10万円。
- ・④の補助金は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、市街化区域のみ1戸当たり20万円、居住誘導区域については1戸当たり30万円を限度とし、①～③との併用は不可。

※補助対象経費は消費税、地方消費税除く

■お問い合わせ先■

【電 話】 0178-43-2824（直通） 【F A X】 0178-41-2302

【メー ル】 toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市 都市整備部 都市政策課 青森県八戸市内丸1-1-1（別館6階）

詳しくは
こちらから! ☞

